平成２７年（フ）第２８４号
沖縄県那覇市字上間417番地　野村方
債務者　宮山　亮祐
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２８号
相模原市緑区下九沢1295番地６
債務者　境　　實
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０４号
相模原市南区相模台団地３番７―502号
債務者　加瀬美津江（旧姓芝本）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８０号
新潟県十日町市下条３丁目686番地
債務者　星野　　勉
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
三重県伊勢市宮後２―６―９、住民票上の住所愛知県知立市八ツ田町３丁目10番地１
債務者　植田　順一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
奈良県香芝市磯壁３丁目111番地　サンシャイン二上302号、前住所奈良県大和高田市大字野口577番地１　セピアコート三好205号
債務者　福本三知子（旧姓柳室）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
奈良県宇陀市大字陀小附763番地の３
債務者　南浦　栄一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
沖縄県那覇市長田２丁目６番16号　パルハウス301
債務者　友寄　雅典
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９７５号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目７番地４　グランデュールＡ・Ｓ101号室
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
相模原市緑区橋本３丁目６番21号　リバティーホワイト304
債務者　粕谷　洋太
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１４号
相模原市中央区上矢部１丁目９番21号
債務者　藤原　裕仁
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３２７号
相模原市緑区根小屋1552番地４
債務者　漆戸　正典
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８号
北海道士別市東丘２丁目４番３―204号　東山団地
債務者　猪狩　寿江
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第７８１号
埼玉県川口市仲町５番28号
債務者　豊山啓子こと　尹　　啓子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９５１号
埼玉県川口市大字安行吉蔵252番地の３
債務者　八木下和義
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９８２号
さいたま市見沼区東大宮１丁目18番地９
債務者　吉崎　　章
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９９９号
埼玉県久喜市栄１丁目７番地９　フェリスミーサⅡ203号室
債務者　喜多　敏幸
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
埼玉県行田市大字南河原452番地
債務者　小林　咲恵（旧姓文岡）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部